

消防情第120号
平成25年4月12日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁防災情報室長
(公 印 省 略)

携帯電話等を所持している要救助者の位置情報が把握できない場合の
当面の対応について

携帯電話等を所持している要救助者の位置情報(基地局の位置情報)については、要救助者の携帯電話番号等が判明している場合、消防本部から電気通信事業者に照会することで、技術的に困難な場合等を除き、当該位置情報が提供可能とされているところです。

このたび、当該位置情報について、消防本部から照会する際の当面の運用について、下記のとおり取扱いをまとめました。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、この旨、貴都道府県内消防本部に周知していただきますようお願いいたします。

なお、今後、電気通信事業者等と照会先、照会方法等の詳細について協議を行い、本通知の取扱い等について改めてお示しする予定であることを申し添えます。

記

- 1 位置情報の照会を行う場合は、次の要件を全て満たすこと。
 - (1) 当該救助等要請に係る位置情報の照会が、人の生命、身体等の保護を目的としたものであること。
 - (2) 当該救助等要請の内容から、人の生命、身体等に対する危険が切迫していると認められること。
 - (3) 救助等を行うにあたり、通報の内容からでは要救助者の位置に係る情報を直ちに知ることができない場合であること。
- 2 位置情報は、違法性阻却事由がある場合を除き、電気通信事業者が本人の同意なく他人に提供しないものであり、通信の秘密に該当する個人情報であることを踏まえ、提供された情報の取扱い及び1の要件の該当性の判断については厳重に注意すること。
- 3 提供された位置情報の利用は、出場先の特定など消防本部内においても最小限に限るものとする。
- 4 第三者からの救助等要請に基づく照会については、別紙1の連絡先に、電気通信事業者にも違法的阻却事由がある場合だとわかるよう、別紙2の文書(FAXを含む。)で行

うこと。

- 5 第三者からの救助要請等以外の照会については、従前どおり、119番緊急通報に係る位置情報に関する各消防本部と電気通信事業者との確認書等に基づいて照会を行うこと。
- 6 照会先の電気通信事業者が不明の場合は、電気通信番号指定状況 (URL: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/number_shitei.html) を参照し、電気通信事業者を特定し、照会すること。

【担当】

総務省消防庁 国民保護・防災部防災課
防災情報室 松崎、鈴木（美）

〒100-8927 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2

TEL : 03-5253-7526 FAX : 03-5253-7536

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）（抄）

（位置情報）

第26条 電気通信事業者は、利用者の同意がある場合、裁判官の発付した礼状に従う場合の他の違法性阻却事由がある場合を除いては、位置情報（移動体端末を所持する者の位置を示す情報であって、発信者情報でないものをいう。以下同じ。）を他人に提供しないものとする。

2及び3 （略）

刑法（抄）

（緊急避難）

第37条 事故又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。（略）

2 （略）

照会書等送付先

1 株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ

部署名称：

所在地：

TEL：

FAX：

照会文書宛先：

特記：

公開対象外

2 ソフトバンクモバイル株式会社

部署名称：

所在地：

TEL：

FAX：

照会文書宛先：

特記：

公開対象外

3 KDDI 株式会社

部署名称：

所在地：

TEL：

FAX：

照会文書宛先：

特記：

公開対象外

4 株式会社ウィルコム

※5月10日に窓口変更あり。

<5月9日まで>

部署名称：

所在地：

TEL：

FAX：

照会文書宛先：

特記：

公開対象外

<5月10日以降>

部署名称：

所在地：

TEL：

FAX：

照会文書宛先：

特記：

公開対象外

5 イー・アクセス株式会社

部署名称：

所在地：

TEL：

FAX：

照会文書宛先：

特記：

公開対象外

〇〇殿 ※2

〇〇市消防本部〇〇 ※3

照 会 書 (依 頼)

下記事項により、携帯電話等を所持している要救助者に係る位置情報(基地局の位置情報)に関して至急回答いただきたく照会します。

ただし、未契約又は解約している場合はその旨を、MNP 制度 ※4を利用して他事業者へ移転している場合は、移転先事業者名を回答願います。

なお、通信事業者が当該位置情報を回答することについては、緊急避難(刑法第37条)により、違法性が阻却されると判断します。

記

1 照会する電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

2 照会に至った経緯

覚知時間 平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

覚知場所 〇〇市消防本部

要救助者が置かれている状況

照会理由 通報内容から生命及び身体等に対する危険が切迫していると認められるにもかかわらず、要救助者の位置を特定することができないため。

担当：〇〇市消防本部〇〇課

氏 名 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

※1 消防本部の文書番号を記載

※2 該当する電気通信事業者の名を記載

不明の場合は総務省「電気通信番号指定状況」を確認し特定すること。

URL:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/umber_shitei.html

※3 照会者の役職(通信指令課長等)を記載

※4 Mobile Number Portability(携帯電話の番号持ち運び)制度を指す。